

会 議 録

| | |
|--------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 第1回 児童の放課後対策審議会 |
| 開 催 日 時 | 平成29年9月27日(水) 15時00分から17時00分まで |
| 開 催 場 所 | 第4委員会室 |
| 出 席 者 | 委 員：植田委員、大西委員、椛山委員、後閑委員、代田委員、蔦田委員、中口委員、藤原委員、横山委員 事 務 局：奈良教育長、奥教育次長、浄内社会教育部長、人見社会教育部戦略監、山口社会教育部次長、奥野社会教育課長、あべ木放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員 |
| 欠 席 者 | 委 員：荒木委員、遠藤委員 |
| 案 件 名 | 1. 会長及び副会長の選出について 2. 諮 問 3. 審議会の運営方法について 4. 議 事 児童の放課後対策に関する基本計画の策定について [報告] (1) 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方 (2) 放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み [案件] (1) 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について (2) モデル事業について (3) 今後のスケジュールについて |
| 提出された資料等の名 称 | 資料1 児童の放課後対策審議会 委員名簿 資料2 平成29年度 児童の放課後対策審議会の事務局体制 資料3 児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領(案) 資料4 児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制について 資料5 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方 資料6 放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み 資料7 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書(概要) 資料8 児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書 資料9 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について 資料9-1 児童用アンケート調査用紙(案) 資料9-2 保護者用アンケート調査用紙(案) 資料10 児童の放課後の過ごし方(時間) 資料11 今後のスケジュール(案)について 参考資料1 枚方市附属機関条例(※抜粋) 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>参考資料3 枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月） （※留守家庭児童会室事業について抜粋）</p> <p>参考資料4 次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」より （※抜粋）</p> <p>参考資料5 「放課後子ども総合プラン」の全体像</p> <p>参考資料6 平成29年度児童数一覧表（小学校） 平成29年5月1日現在</p> |
| 決 定 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長は大西委員、副会長は後閑委員に決定した。 ・児童の放課後対策に関する基本計画の策定について、教育長から児童の放課後対策審議会会長に対し、諮問を行った。 ・審議会の会議は原則公開、会議録は審議の経過がわかるように記録することを決定した。 ・「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」及び「放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み」について事務局より報告を行い、委員の確認を得た。 ・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について、委員の意見を踏まえ修正し、アンケート調査の実施にかかる作業を進めていくことを決定した。 ・モデル事業について、委員の意見を踏まえ、次回の審議会にて事務局より内容等の提案を行うこととした。 ・審議会の今後のスケジュールについて決定した。 |
| 会議の公開、非公開の別及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由 | 公表 |
| 傍 聴 者 の 数 | 2名 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 社会教育部 社会教育課・放課後子ども課 |

審 議 内 容

事務局

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第1回児童の放課後対策審議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様には、公私ご多用のところご出席いただき、ありがとうございます。本日は、教育委員会の附属機関として、平成29年9月13日付で設置いたしました「児童の放課後対策審議会」の第1回の会議となります。本審議会の会長及び副会長が選出されるまでは、私、社会教育課長の奥野が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本会議につきましては、会議録の作成のため、会議内容を録音させていただきますと存じます。皆様、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、教育長の奈良 渉からご挨拶を申し上げます。

奈良教育長

皆様、改めまして、こんにちは。教育長の奈良でございます。

第1回、児童の放課後対策審議会の開催にあたりまして、教育委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、公私何かとご多用中のところ、児童の放課後対策審議会の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、この度は審議会委員にご就任をいただきまして、心からお礼を申し上げます。ご就任をいただきました11名の委員の皆様には、児童の放課後対策審議会委員として、子どもたちの望ましい成長に関しまして、さまざまな立場から皆様のご意見を頂戴したいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

さて、近年、出生率の低下、あるいは少子化、核家族化、地域でのつながりの希薄化、家庭の教育力の課題など子どもたちを取り巻く環境はたいへん大きく変化をしております。とりわけ、子どもたちが自由に、子どもたちの意思で友だちと遊べる機会も少なくなってきております。子どもたちは遊びをはじめ、さまざまな経験や体験を通して学び、成長していくことから、同年齢の子どもたちだけでなく、異年齢の子どもたちとの交流や、先生以外の大人とのかかわりを持つことができ、子どもたちが安全で安心して活動できるような放課後環境を整えていくことは私たち大人の責任でもあります。

委員の皆様におかれましては、公私とも何かとご多用とは存じますが、本市の小学校の子どもたちの放課後対策につきまして、ご意見を頂戴し、ご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

大変簡単ではございますが、児童の放課後対策審議会の始まりにあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

奈良教育長、ありがとうございました。本来ならば、ここで教育長より、皆様お一人ずつに委嘱状をお渡しさせていただくところでございますが、時間の関係もございますので、本日はお机の上に置かせていただいております。ご容赦いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、委員の任期は、平成 29 年 9 月 13 日から平成 31 年 9 月 12 日までの 2 年間となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員の紹介をさせていただきます。お手元の資料、上から 3 枚目、資料 1 「児童の放課後対策審議会委員名簿」をご覧くださいと存じます。お一人ずつ、お名前を紹介させていただきますので、一言、ご挨拶をいただければと存じます。

まず、児童福祉の分野、枚方市留守家庭児童会室保護者会、荒木 勇委員でございますが、本日は都合により欠席でございます。

次に、社会教育の分野、枚方子どもいきいき広場アドバイザー、植田育司委員でございます。

植田委員 植田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、児童福祉の分野、関西福祉科学大学子ども社会福祉学科教授、遠藤和佳子委員でございますが、本日は都合により欠席でございます。

次に、児童福祉の分野、神戸女子大学文学部教育学科教授、大西雅裕委員でございます。

大西委員 失礼します。大西でございます。教育学科ですけれども、一応、社会福祉が専門でございます。どうかいろいろとご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局 次に、学校教育の分野、枚方市小学校長会、栂山佐由里委員でございます。

栂山委員 皆さん、こんにちは。栂山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。津田南小学校の校長を拝命いたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 次に、社会教育の分野、摂南大学看護学部教授、後閑容子委員でございます。

後閑委員 後閑でございます。よろしくお願いいたします。社会教育の範囲に入るのかどうか、ちょっと私のほうもわからないんですが、地域保健が専門でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、社会教育の分野、大阪健康福祉短期大学准教授、代田盛一郎委員でございます。

代田委員 代田でございます。よろしくお願いいたします。今日は遅れまして、大変申し訳ありませんでした。私、子どもの遊びや児童文化を専門にしております。よろしくお願いいたします。

事務局 次に、児童福祉の分野、NPO 法人関西子ども文化協会、蔦田 夏委員でございます。

蔦田委員 NPO 法人関西子ども文化協会の蔦田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。NPO の活動としましては、子どもの権利や人権を守る社会を目指して、子どもの権利条約を具現化していくっていう事業を、さまざまな事業を行っております。24 時間の電話教育相談だとか、ダイヤル 189 等を当団体で行っております。児童福祉について、活動し始めたところです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 次に、地域コミュニティの分野、枚方市コミュニティ連絡協議会、中口

武委員でございます。

中口委員
事務局

中口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、社会教育の分野、枚方市PTA協議会、藤原一鶴委員でございます。

藤原委員

藤原です。よろしくお願いいたします。菅原小のPTA会長を本年度務めさせていただいております。また、その枚方市PTA協議会においては、小学校部会長という枚方全45校のPTAの代表を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局

次に、児童福祉の分野、枚方市民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会、横山亜津子委員でございます。

横山委員

こんにちは。枚方市民生委員児童委員協議会のほうから、ただいま主任児童委員の代表を務めているということで、このお席に参加させていただいております。横山亜津子と申します。地域で、やはり子どもを見守る立場から、母親の目線も含めて発言できたらなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

皆様、ありがとうございます。

以上、児童の放課後対策審議会の委員は11名で、本日は9名の皆様にご出席いただいております。

次に、若干のお時間を頂戴しまして、本日出席の職員の紹介をさせていただきます。

教育次長の奥 誠二でございます。

社会教育部長の浄内俊仁でございます。

社会教育部戦略監の人見泰生でございます。

社会教育部次長の山口俊也でございます。

放課後子ども課長のあべ木孝充でございます。

社会教育課課長代理の木村 晃でございます。

放課後子ども課課長代理の北田浩之でございます。

社会教育課係員の宮澤拓之でございます。

最後に、私、社会教育課長の奥野美佳でございます。よろしくお願いいたします。

後ほど、資料2「平成29年度児童の放課後対策審議会の事務局体制」をご参考いただければと存じます。

それでは、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について、事務局から報告をさせていただきます。

本日は、委員11名中、9名の委員にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条第2項により、過半数を超えておりますので、会議が成立していることを報告させていただきます。

続きまして、1枚目の「次第」に戻っていただき、次第の5「会長及び副会長の選出について」を議題とさせていただきます。

参考資料1、枚方市附属機関条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により選出いただくこととなりますが、委員の皆様の方から、立候補やご推薦、あるいはご意見などございますでしょうか。

中口委員 事務局一任です。

事務局 ありがとうございます。では、事務局において、提案をさせていただきたいと存じます。

事務局といたしまして、神戸女子大学文学部教育学科教授の大西雅裕委員を会長に、また、摂南大学看護学部教授の後閑容子委員を副会長にお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。ご異議がないということでございますので、大西委員、後閑委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

事務局 よろしくお願いいたします。

それでは、会長は大西雅裕委員、副会長には後閑容子委員、ということで決定させていただきます。

恐縮ですが、お二人には前のほうに席をお移りいただきますようお願いしたいと存じます。

それでは、ここで、一言ずつ、ご挨拶を頂戴したいと存じます。

大西会長、よろしくお願いいたします。

大西会長 失礼します。ただいま、本審議会の会長に選出いただきました大西でございます。皆様方のご理解とご協力をいただきながら、しっかりと議論をしていきたいというように思います。よりよい審議の結果を出していければというように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、後閑副会長、よろしくお願ひいたします。

後閑副会長 後閑です。どうぞよろしくお願ひいたします。会長を補佐いたしまして、審議がスムーズに進んで、職責が果たせるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、次第の6になりますが、「児童の放課後対策に関する基本計画の策定について」、奈良教育長から諮問書の手交をさせていただきます。

おそれ入りますが、大西会長と奈良教育長は前のほうにお進み願ひます。

委員の皆様には、ただいま諮問書の写しを配付させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

奈良教育長 児童の放課後対策審議会会長 大西雅裕様。

諮問書。

児童の放課後対策を総合的かつ計画的に推進していくため、次に掲げる事項について、貴審議会の意見をいただきたく、別紙理由を添えて諮問します。

諮問事項。

児童の放課後対策に関する基本計画の策定について。

平成 29 年 9 月 27 日、枚方市教育委員会教育長 奈良 渉。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

| | |
|-------|--|
| 大西会長 | ありがとうございます。 |
| 事務局 | よろしく願い申し上げます。 |
| 事務局 | 大西会長、奈良教育長、ありがとうございます。 ここで、奈良教育長、奥教育次長は他の公務のために退席させていただきます。ご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。 |
| 奈良教育長 | どうぞよろしくお願い申し上げます。 |
| 事務局 | それでは、大西会長、今後の会議の進行につきましては、大西会長に引き継がせていただきます。よろしく願いいたします。 |
| 大西会長 | はい。それでは、ただいまより、私が会議のほうを進行させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。 |
| 事務局 | まずは、本日配付の資料について、事務局から説明をお願いいたします。 それでは、お手元に配付しております、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 まず、「次第」でございます。次に、「配付資料の一覧」でございます。資料1「児童の放課後対策審議会 委員名簿」でございます。次に、資料2「平成29年度 児童の放課後対策審議会の事務局体制」でございます。資料3「児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領（案）」でございます。資料4「児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制について」、資料5「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」、資料6「放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み」、11ページものになります。資料の7「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書（概要）」、7ページものです。資料8「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書」、冊子になります。資料9「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、資料9-1「児童用のアンケート調査用紙（案）」、4ページのものでございます。資料9-2「保護者用のアンケート調査用紙（案）」、8ページのものになります。資料10「児童の放課後の過ごし方（時間）」、資料11「今後のスケジュール（案）」について。 続きまして、参考資料1「枚方市附属機関条例（※抜粋）」、参考資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」、参考資料3「枚方市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）（※留守家庭児童会室事業について抜粋）」、参考資料4「次世代育成支援対策推進法に基づく『行動計画策定指針』より（※抜粋）」、参考資料5「『放課後子ども総合プラン』の全体像」、参考資料6「平成29年度児童数一覧表（小学校）平成29年5月1日現在」、A3三ツ折のものになります。 以上、資料の過不足はございませんでしょうか。 ありがとうございます。資料の確認は以上でございます。 |
| 大西会長 | ありがとうございました。 それでは、次第に従いまして、実はもう7番目まできているわけでありませけれども、次第の7「審議会の運営方法について」、ご検討いただきたいと思っております。まず、この審議会の会議の公開・非公開について、さらに、傍聴の手続き等について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 着座のまま失礼いたします。 |

本審議会の運営方法につきまして、参考資料1「枚方市附属機関条例」、参考資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧くださいと存じます。

審議会の会議の公開につきましては、枚方市附属機関条例第6条及び枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条におきまして、原則として公開することとされております。その上で、枚方市情報公開条例第6条に規定される非公開事項について審議する場合、または公開することで、当該会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合等に限って非公開とすることができることとされております。

なお、会議の公開・非公開の決定につきましては、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第4条によりまして、審議会において行っていただくこととなっております。

また、同規程第5条に、公開の方法等に関する規定がございますが、会議の公開にかかる傍聴の手続きといたしまして、資料3「児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領（案）」を、事務局からの案として提案させていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

大西会長

ありがとうございます。ただいま事務局から、本審議会の公開・非公開について、また、傍聴の手続きについて説明がありましたが、何かこの件について、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、個人情報等を取り扱う場合など、例外的に公開しないことができる場合もありますが、審議会の会議は原則として公開するというで行いたいと思います。本審議会につきましては、非公開にする理由もないと思いますので、公開ということによろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

大西会長

ありがとうございます。

それでは、また会議の公開の方法としては、資料3「児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領（案）」のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

大西会長

ありがとうございます。

それでは、本審議会の会議は公開として、会議の議事については会議録を作成するものといたします。また、傍聴に関する手続きについては、「児童の放課後対策審議会の傍聴に関する取扱要領」に従った取り扱いをいたします。なお、今後、非公開とすべき案件がある場合には、皆様にお諮りをさせていただきたいと思います。そういうことによろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

大西会長

はい、ありがとうございます。次に、会議録の取り扱いについて、事務局のお考えがあればお聞かせ願います。

事務局

審議会の会議録につきましては、参考資料2でお示ししております「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条におきまして、作成が義務づけられ、記載内容も定まっております。また、同条第3項におきまして、会議録の内容は逐語的に記載することになっておりまして、発言者の氏名も明記させていただくこととなります。

大西会長 ただいま事務局からの説明があった取り扱いでよろしいでしょうか。
（「はい」の声あり）

大西会長 ありがとうございます。
それでは、傍聴に関してはいかがでしょうか。

傍聴を希望される方がおられましたら、事務局は傍聴の取り扱いの手続きをお願いします。なお、配付資料については、傍聴者に閲覧をしていただきますが、会議終了後は回収という形にさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

（傍聴者の手続き）

傍聴者の方の手続きのほうは進んでおりますが、議事を進めていきたいと思えます。

ただいま教育長から、本審議会に対しまして、児童の放課後対策に関する基本計画の策定について、諮問を受けました。

児童の放課後対策に関する事項についての調査審議にあたりましては、それぞれの委員の皆様から、専門的な知識や経験、また、現在、活動しておられる団体での役割などから、それぞれのお立場から、ぜひとも積極的な、また活発なご意見、ご発言をお願いしていききたいというように思えます。そして、この会議を進めてまいりたいというように考えておりますので、どうかよろしくご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、進めます。よろしいでしょうか。

では、次第の8になりますけれども、議事ということで、「児童の放課後対策に関する基本計画の策定について」というところに入っていきたいと思えます。

報告事項に入ります前に、まず、私たちが委員として調査審議を進めていく「児童の放課後対策審議会」について、また、「児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制」について、事務局のほうから説明をお願いしたいと思えます。

事務局 座って説明させていただきます。

お手元に配付しております資料4「児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制について」をご覧ください。

まず、資料の上段でございます本審議会ですが、担任意務は、児童の放課後対策に関する基本計画の策定に関する事項、児童の放課後環境の整備に関する事項など、児童の放課後対策の総合的な推進に関する事項について調査審議を行う附属機関でございます。委員の定数は11人以内となっております。その左下になりますが、庁内委員会としましては、市長部局と教育委員会の関係する部署で構成する児童の放課後対策検討委員会及び幹事会と、その右になりますが、基本計画の策定に向けた課題の把握や整理等を図るための調査研究を行う児童の放課後対策プロジェクトチームを設置しております。審議会の事務局は、社会教育課と放課後子ども課でございます。

計画の策定にあたりましては、昨年度実施いたしました「児童の放課後の過ごし方に関する調査」の結果を踏まえ、さらに、今年度、実施を予定しております留守家庭児童会室に通う児童とその保護者を対象とする実態及びニ

ーズの調査結果から利用の現状と課題を明らかにし、この審議会におきまして、さまざまな立場からのご意見を頂戴しながら調査審議いただいて、答申をいただきたいと考えております。

次に、後ろのほうになります。参考資料3「枚方市子ども・子育て支援事業計画」をご覧ください。

「枚方市子ども・子育て支援事業計画」は平成27年3月に策定され、平成31年度までの取り組みについて記載がなされております。はじめに、留守家庭児童会室事業について抜粋がございます。児童の放課後対策に関する基本計画は、「子ども・子育て支援事業計画」の「放課後児童対策の充実」の項目に対しまして、留守家庭児童会室事業と放課後子供教室事業について、横出しという形で策定するというふうに考えています。

次に、横の資料ですけれども、「3. 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）」について、参考資料3の1ページの裏面に、平成31年度までの入室児童の事業量見込みが記載されております。平成29年度において、確保方策というところに3,596人と書いておりますが、4月1日現在で、既に4,431人の入室児童があり、見込みを超えた入室児童の状況となっております。つきましては、今後策定する「児童の放課後対策に関する基本計画」において、留守家庭児童会室及び放課後子供教室の目標事業量の設定を行いまして、「子ども・子育て支援事業計画」を所管する子ども青少年部との連携や、記載内容の整合を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました「児童の放課後対策審議会」について、また、「児童の放課後対策に関する基本計画の策定体制」について、何かご不明な点、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。なかなかさつとは中身を見られないというように思うんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、続いて、報告(1)「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」についての説明をよろしくお願いします。

事務局

では、説明をさせていただきます。

お配りしております資料5「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」をご覧ください。

本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策を推進していくにあたりまして、児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方をまとめたものでございます。

「放課後」こそ、子どもが解放される自由な時間帯で、ともに遊べる「仲間」、自由で自主的な「時間」、安全・安心に遊べる「空間」、いわゆる3間といわれる要素が子どもの成長には必要とされておりますが、子どもの「放課後」の現状は、さまざまな社会的・家庭的状況、いわゆる大人の都合が子どもの「放課後」に影響を与えているのではないかと考えられるところでございます。必ずしも、子ども自身の選択とはいえない、塾や習い事、留守家庭児童会室への登室など、家庭（大人）の事情による、ともに遊べる「仲

間」との分断や自由で自主的な「時間」の制約。保護者をはじめとするまわりの大人の干渉。子どもの「自立」というのは、保護者の「安心」とのトレードオフになっているのではないか。さらに、子どもを取り巻く事件・事故、子どもに対する社会の寛容さの減少も起因して、地域で安全に自由に遊べる「空間」の減少。このような子どもの「放課後」の現状、問題点を踏まえ、子どもにとって望ましい「放課後」を実現するために、本市として、「放課後」、小学校施設を活用して、子どもの成長に必要なこの「3間」を確保する、このような方向での事業の具体化を考えているところでございます。

基本的な考え方といたしましては、記載のとおり、①すべての子どもを対象とする共通の「空間」（遊び場）を確保、②大人のかかわりは、子どもの安全確保などに限定、③子どもが通学する小学校を安全な「空間」として活用、といった方向で考えているところでございます。

資料5に関して、説明は以上です。

大西会長

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局のほうから説明がありましたが、資料5について、何かご質問等ございますか。いかがでしょう。

代田委員

おそれ入ります、一点、よろしいでしょうか。

大西会長

はい。どうぞ。

代田委員

おそれ入ります。よろしく願いいたします。

いま、ご説明いただきました基本的な考え方につきまして、大人のかかわりの部分について、少しご質問といたしましょうか、お話を聞かせていただきたいと考えております。

大人のかかわりについて、放課後については、「子どもの安全確保などに限定」というふうにご説明を受けました。安全確保については非常に大切な基本的な考え方だと思います。この「安全確保など」ということで、極めて限定的なかかわりをするというふうにご説明を受けたと思うのですが、これは、いまからその審議に入る、全児童を対象とした放課後対策という考えに関しての大人のかかわり、というような理解でよろしいでしょうか。

と言いますのは、留守家庭児童会室の基本的な考え方のところと言うと、子どもの発達や状況の応じて多様なかかわりが必要だ、大人の多様なかかわりが子どもの発達の保障には必要である、というような基本的な考え方があります。必ずしも安全確保に限定せず、むしろ積極的な大人から子どもへのかかわり方も有効であると考えますので、そこのところをちょっとご説明いただけたらなと思っております。以上です。

大西会長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局、いかがでしょうか。

事務局

資料に記載させていただいておりますように、「放課後」こそ、子どもの自由な時間帯である、と。学校の施設、学校の授業を離れて、解き放された時間である。その自由な時間を大切にしていきたいということで、大人のかかわりは子どもの安全確保などに限定、と、これはある意味、戒めのような形で書かせてもらっているというふうにご理解いただければと思います。どうしても、管理していきたい、見守っていきたい、監視していきたいという

中で、大人のかかわりが増えていきがちかと思われまので、こういう形で書かせてもらっているとご理解いただければと思います。これは、必ずしも、例えば、配慮が必要な子どもさんへの対応であるとか、発達的に必要なさまざまな対応というものを、この言葉によって制限するものではないという形でご理解いただければと思います。

また、全児童に限っているのかというと、実は、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）のほうでも、一定、子どもたちの自由を確保していきたいということがありますので、こちらの考え方を反映していきたいと考えているところでございます。

大西会長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

代田委員 ありがとうございます。

大西会長 他の委員の皆様はいかがですか。

後閑副会長 すべての子どもを対象にというふうな考え方で、とすると、そのすべてのというのは、例えば、支援が必要なお子さんも、それから普通にというか、健全なお子さんも全員含めて、というように考えてよろしいでしょうか。

大西会長 事務局、お願いします。

事務局 すべての子どもというのは、すべての就学児童ということになるかと思いますが、すべての子どもを対象ということ、配慮が必要な方、障害がある方も含めてという形になります。障害のある方については、放課後等デイサービス事業をご利用されている方も多いので、留守家庭児童会室の利用についても、現実的には、少し減ってきているのかなという状況ではあるかと思えます。

大西会長 他に。はい、どうぞ。

梶山委員 よろしいでしょうか。小学校の施設を活用してということで、提案していただいているのですが、小学校の施設というのは、具体的にはどのような施設をイメージしておられますか。運動場以外の小学校の施設、という形でイメージされているのでしょうか。

大西会長 はい、ありがとうございます。事務局、どうぞ。

事務局 小学校施設についても、かなり限定的な書き方になっておりますが、昨年度、実施いたしました児童の放課後の過ごし方に関する調査の中でも、保護者並びに児童の希望というのが、学校の運動場であったりとか、体育館だったりとか、図書室の利用であったりとか、学校図書館ですね、そのような学校施設の自由開放を望む声が多くありましたので、運動場だけではなく、その他の施設も含む形で検討できれば、と考えているところでございます。

大西会長 よろしいですか。

藤原委員 いいですか。すべての子どもを対象ということですが、校区ごとに区切って考えてるのかな、と。子どもによっては、別の学校がすごく近い可能性もあるんですけど、単位としてどんなふう考えているのでしょうか。

大西会長 どうぞ。事務局、いかがですか。

事務局 モデル事業や、これから考えていく事業を、この審議会の中でご審議いただく中で決めていければと思っているところですが、いま、学校の授業が終わってから、それに接続するような時間帯の中で学校施設を使えたら、とい

うイメージで考えているところでございますので、その場合には、当該校区という形になっていくのではないかとと思われます。

藤原委員

ありがとうございます。

植田委員

いまの質問に関連してですが、その校区にいる子を対象にしている、と捉えさせていただくということなのでしょう。例えば、私学、あるいは支援学校とかがあると思うんですが、校区と限定したら、その子どもたちも含まれる。現実に来られるかどうかは別としまして、それもオーケーなのか、考えていく方向なのかどうか、聞かせていただきたい。

事務局

そのことにつきましても、この審議会でご意見を頂戴いたしながら考えていきたいと思っておりますが、いま、留守家庭児童会室のほうにも、校区を限定せず、私立に行っても通っていただいている、支援学校に行っても通っていただいておりますので、同じようなしくみが考えられればと考えております。ただ、学校に接続して、という中でどのような形を考えていけるかにつきましては、ご意見をいただきたいと考えております。

横山委員

すみません、よろしいですか。昔のことしかわからないんですが、小学生の場合、校区外で遊ぶとか、校区外へ行くっていうのは基本的にだめ、ですよ。

椀山委員

だめ、です。

横山委員

だめ、でしたよね。そういう感じで、実際見守りをしていますので。例えば、すぐ隣であっても、校区の向こうで遊んでいたら、やはりこちらも連絡しなきゃいけませんし。いま、小学校区についてそういうのでよろしかったでしょうか。

椀山委員

はい、そうです。

横山委員

そうすると、どうしても限られてしまう。校区単位で考えるということを緩めてしまうと、本当にそれを理由づけにして、とことん行くんじゃないかなっていうふうに感じます。すみません、確認させていただきたかったんです。

椀山委員

失礼します。子どもの安全確保、ということから、子どもたちだけでは校区外に出ないように、という指導を、多分、どの学校も、45校全部同じような指導をしていると思います。

中口委員

校区が違う、違うというのか、他の学校へ行っておられる方がもともとの校区に行かれる場合は、送り迎えというのはあるのでしょうか。自分でその小学校区へ行くんですか。それとも、どなたかが送り迎えをするんですか。

椀山委員

校区外の学校に行っている子どもさんですか。

中口委員

そうそう。越境というか、校区外へ行っている。私学でも何でもいいんですけど、校区外の学校に行っておられる方が、仮に留守家庭児童会室に来る時については、一人で当然通学というのか、通所になりますよね。

事務局

留守家庭児童会室の例で申し上げますと、ご自身で、お子さんご自身でという形で聞いております。

先ほど課長が申しあげましたのは、非常にレアケースやと思うんですよ。何らかの事情があって、校区外の学校にですとか、みたいなケースはあ

ろうかと思いますが、基本的には校区のくくりだというふうにご理解いただければということです。

大西会長
葛田委員

はい、ありがとうございます。他に。

子どもたちにとって、この「3間」がとても大事だっていうことで、この「3間」を充実、「3間」をつくり出す、充実したものをつくり出すということで、この審議会が構成されていると思うんですけども、この「3間」を見ると、どうしても、やっぱり専門性を持った大人のかかわりが必要だっていうふうに、私は思ってるんですけども。

例えば、「集団遊び」にしても、子どもに「遊びなさい」って言っても、いまの子ども、なかなかそれを生み出せないっていう現実がありますよね。「自由で自主的な時間」と言っても、じゃあ、「自由」っていうのは何なのか、「自主的」っていうのは何なのかっていうことです。「安全・安心に過ごせる」っていう、その「安全」と「安心」っていうのはどういうものなのかっていうことを考えていかなければいけないと思うんですけども、この「3間」を実現するための専門性、「子どもたちに関わる専門性」を持った大人の人たちがかかわるのかどうか、その見通しを持っておられるのかどうか、ということをお聞かせいただけますか。

大西会長
事務局

はい。どうでしょうか。事務局。

ただいまいただいたのは本当に貴重なご意見であると思います。子どもたち、「勝手に遊びなさい」と言われても、その自由で自主的な遊びということがどういうことなのかわからない。特に低学年になりますと、そういうふうな状況も多かろうかと思えます。そのへんのところで、それをサポートする大人のかかわりっていうものが必要になってこようかと思えます。その中で、大人がどのような形でかかわっていくのかについてもご意見いただきながら考えていければと思っているところでございます。

大西会長
中口委員

はい。ありがとうございます。

すみません。安全・安心なので、いままでは学校内で起こったことは学校長の責任ですよね。違うんですかね。

椋山委員

学校の管理下で起こったこと、学校の教育課程の中で起こったことに関しては、そうです。

中口委員

ですから、学校の中で仮にケガをされたり何かすると、学校の管理下の中では学校長の責任ですよね。

椋山委員

そうですね。学校長の責任ということになりますね。

中口委員

この場合ね、放課後ですので、ずっとこの学校にいてる限りは学校の責任になるわけなんですか。

椋山委員

すみません。

大西会長

はい、どうぞ。

椋山委員

いま、校庭開放を放課後にやってるんですけども、それは学校が終わってから4時半までの間、子どもは自由に運動場に来て、遊んでもいいですよっていうことになっておりますけれども、その時間帯に関しては、いまはもう、学校管理下ということではなくて、もちろん、子どもがケガをしたりした場合に応急的な処置はいたしますけれども、それは、あくまでも遊びの、

子どもたちが外で遊んだり自由に遊んでいるところの一環として遊んでいるということで考えられております。細かいこと而言うと、学校管理下になるとスポーツ振興センターの保険の対象になるんですけれども、この放課後の校庭開放での遊びでのケガに関してはスポーツ振興センターの保険の対象にはならないというふうに聞いておりますので、学校管理下ではないと、そのように、いま考えられております。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。

本日お配りしております参考資料5を見ていただきたいんですが、これが今回この審議会において検討していただきたい、その放課後の子ども対策に関しての、国、厚生労働省と文部科学省が共管で出してきました「放課後子ども総合プラン」、これの概要といいますか、全体像を簡潔にまとめたペーパーなんですけれども、その右上の箱の中に「学校施設を徹底活用した実施促進」という表題をつけておまして、その下に「学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化」という項目を記載しております。

これはいま、中口委員からご質問がありましたように、学校内で起こったことに対しての責任体制をどうしていくのかということが、やはり今後の児童の放課後対策を考えていく上では非常に大きい要素の一つにもなりますので、国のほうでは、やはり実施主体である市町村教育委員会、または福祉部局等に、管理運営の責任の所在を明確化しなさいと示しております。要するに、端的に言いましたら、学校内で事業をやっている、それはやはり事業実施主体の側に責任があるんだということを明確にしておきなさいということです。学校現場の方にあまり過重な負担がかからないように、その配慮をしっかりと、事業の枠組みをつくる時に明確にしておいたほうがいいですよと、そういう示し方がされているものと私どもは理解しております。

それを具体的にどう取り決めていくとか、どういう仕組みで、それをうまく運用していくかについて、これは実際にやはり学校の校長さんがご存知いただいていると思いますので、十分そのへんよく協議といいますか、学校の校長さんと相談してルールを決めないと、現実に即した柔軟な対応ができないと思うんですが、そういう視点を持って、これからちょっと検討していきたい、そういうことです。

大西会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。他にありますか。

大西会長

いま、皆さん、ご意見をいろいろ出させていただきました。活発なご意見等をいただきましてありがとうございます。

そういうようなことで考えていきますと、資料5の「子どもにとって望ましい『放課後』を実現するために」という、下から二つのめの括弧の中ですけど、「大人のかかわりは、子どもの安全確保などに限定」というのは、先ほどのご意見からありましたように、専門性を持った大人のかかわりだとか、多様なかかわりが必要であるというような認識をやっぱりしっかりと持つということが大事だと思いますので、ちょっとこの文言とそぐわないという点があるかなというように思います。ちょっとそのへんのあたりの文言等の検討をお願いできないかなというように思うんですけど、いかがでしょう

か。よろしゅうございますか。

では、すみませんが、その点を少しご検討いただき、もう少し、限定的ではなくていろいろな人がかかわっていくんだということで、専門性を持っている人たちのかかわりということを入れていただければ、そのへんをご検討いただければと思います。

はい、ありがとうございます。他、ございますか。よろしいでしょうか。

葛田委員
大西会長
葛田委員

質問、もう一つあります。

はい、どうぞ。

学校の施設を活用するっていうことです。そうすると、この運営主体と学校との連携、ということをしちっとやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。もう放課後のことだから知らないわ、ではなくて、運営主体とうまくやって、連携をしていくことがとても重要だというふうに思いますので、そこをこの審議会の中で、どう連携していくのか等も含めて議論ができたらいいかなというふうに思います。

大西会長

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

では、そういった形で、ここのこの基本的な考え方の中に盛り込んでいただくことでよろしいでしょうか。学校とこの事業主体との連携についてもどこかで明記していただく。その上で、連携をした上でこの「3間」をいかに実現していくかというようなことになっていくんだらうと思います。ですからそのへんのあたりも今後もご検討いただきたいと思います。

事務局

わかりました。

大西会長

はい。ありがとうございます。他、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま説明いただいた基本的な考え方が、これから枚方市が進める児童の放課後対策の基本となる考え方であると。若干、まだ検討事項はございますが、それを踏まえまして、審議会の意見を盛り込んでいただくということで、委員の皆様にもご確認いただいたというように思います。

それでは、報告（1）の「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」について、我々、報告を受けたということにさせていただいてよろしゅうございますか。

（「はい」という声あり）

大西会長

ありがとうございます。

それでは、次にいきまして、報告（2）「放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み」ということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

では、説明をさせていただきます。資料6の1ページをご覧ください。

「（1）現在の本市の取り組みの全体像」でございますが、本市では、市内45すべての小学校敷地内におきまして、放課後子供教室の一環として「放課後自習教室」を、放課後児童クラブである「留守家庭児童会室」事業を記載のとおりの内容で実施しております。

次に、本市の取り組みについて、3点説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

まず、「（2）留守家庭児童会室事業」でございますが、厚生労働省所管の

「放課後児童クラブ」で、本市では、市長部局の事務委任を受けまして、教育委員会の放課後子ども課が所管しておりますが、保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、一部余裕教室を活用した教室も使っておりますが、学校敷地内の専用施設等におきまして、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭の代替機能を果たし、子どもの健全な育成を図ることを目的として実施しております。

開室は、通常、午後1時15分から午後7時まで、三季休業中、春休み、夏休み、冬休みでございますが、三季休業中につきましては、午前8時から午後7時まで。午後6時から午後7時までは延長保育となり、別途、保育料が必要となっております。平成29年度は、小学校・支援学校等の1年生から5年生までの児童及び障害のある6年生の児童、平成30年からは小学校・支援学校等の1年生から6年生までの児童が対象となります。

次に、めくっていただきまして、3ページでございます。

根拠としましては、平成26年に制定した本市「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の抜粋を掲載しております。

次、4ページに、上段のグラフですが、平成23年度から平成29年度の、各年度4月1日現在の学年別、入室児童数の推移を示しております。下段は、昨年10月の5日間、各留守家庭児童会室において、児童の帰宅時間を調査した結果を記載しております。児童の47.4%が午後5時までに帰宅し、87.0%が午後6時までに帰宅している、という状況でございました。

次、5ページから8ページなりますが、留守家庭児童会室の現状をさまざまな角度からお示したものでございます。

ここで、8ページをご覧くださいませでしょうか。留守家庭児童会室に通う児童は4,386人で、全児童数の21,691人の20.2%となっております。学年別に見ますと、1年生で39.4%、2年生で33.9%、3年生で25.7%、4年生で16.4%、5年生で6.9%、6年で0.1%となっております。下段の表、延長保育利用の登録児童数は、本年4月1日現在、1,238人で、全入室児童数の27.9%となっております。

続きまして、10ページに移ります。

「(3) 放課後自習教室」ですが、これは、文部科学省所管の「放課後子供教室」の一環として実施している事業でございます。市内全小中学校において、主に平日の放課後の時間を利用して行っている学習支援活動で、各学校の実態に応じて、週に2～4回、1回2時間程度開室しており、平成28年度の実績は3,302日の開室、のべ参加児童数は92,032人となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

「(4) [参考] 枚方子どもいきいき広場事業」で、所管は子ども青少年政策課でございます。この事業は、完全学校週5日制に伴い、平成14年度から学校休業日の土曜日に各小学校で実施してきました「ふれ愛・フリー・スクエア」(委託事業)を終了し、平成23年度から児童健全育成事業(補助事業)として、地域団体等が、学校休業日である土曜日を中心に、これからの時代を担う子どもたちたちの「生きる力」を育んでいくということを目的と

して実施しているもので、平成 28 年度の実績は 1,511 回の実施、のべ参加児童数は 65,662 人、となっております。

続きまして、参考資料 5 に移ります。先ほど少し見ていただいた分ですが、「放課後子ども総合プランの全体像」でございます。

国の放課後子ども総合プランは、「小 1 の壁」を打破することと、次代を担う人材育成を趣旨・目的といたしまして、需要が増大している「放課後児童クラブ」の受け皿を拡大するとともに、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」を計画的に「一体型」として整備しようとするもの、となっております。その際、市町村には、学校施設の活用による実施促進が求められております。また、資料の左下にあります、市町村・都道府県の取組としまして、行動計画策定指針に即し行動計画を策定し、計画的に整備をするように求めています。

続きまして、参考資料 4 「次世代育成支援対策推進法に基づく『行動計画策定指針』より」をご覧ください。

放課後子ども総合プランに記載がある、市町村の行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」に即し、行動計画を策定し、計画的に整備を行うことというふうにしております。

以上、説明でございます。

大西会長

ただいま事務局のほうから説明がありましたが、何かご質問等、ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

横山委員

すみません、よろしいでしょうか。

まず、1 ページ目に、放課後児童クラブと放課後子供教室という欄がありますが、放課後自習教室は週 2 日から 4 日、4 時半までとありますよね。留守家庭児童会室は 7 千いくらかお金をとりますが、放課後自習教室のほうは基本無料なんですか。

事務局

はい。

横山委員

いままでやってこられた中で、例えば、お金のこととかで、高いとかいうトラブル等はなかったのでしょうか。

というのは、実際、枚方市、留守家庭児童会室の児童のお金が断然に高いと、私は思っているんです。大阪市を出したらだめなんですけど、大阪市は年間 500 円の保険料だけだそうです。いろんなもちろん財政のことがあるんですが、二つやってきたときに、その片一方はお金をとって、片一方は 4 時半まで何もなくていうことで、何か保護者からそういうのはなかったのかなと思いつつ。すみません、親の立場としては。いかがですか。

事務局

留守家庭児童会室の保育料ですが、平成 26 年度までは、お一人 9,200 円の保育料をいただいております。ただ、保育料としては少し高いという保護者からのご意見、要望等、また保護者への継続した就労支援を図っていくという観点もありましたので、平成 26 年度から保育料 9,200 円から 7,200 円ということで、経過措置ではありますが、当面の間、7,200 円に減額して実施をしていくということで決定をされているところであります。また、児童 1 人目は 7,200 円ですが、2 人目からは半額の保育料で入室をいただいているという状況でございます。

葛田委員

よろしいですか。補足というか、いま、大阪市のいきいきの事例も出ましたので。放課後児童クラブ、学童保育の運営と比べてですが、いきいきは全児童ということで、500 円の保険料だけでいいということ。大阪市のいきいき教室ですね。

ただ、大人の条件、大人の事情というのはいろいろあると思うんですけども、これはあくまでも私の個人的な意見ですけど、大阪市のいきいき教室が本当に放課後の子どもが生活する場になっているのかどうかというところは、非常に疑問を持つという声は多いです。じゃあ具体的に言うと、子どもは子どもの遊びも、やっぱり仕掛ける大人っていうのはとっても大事で、専門性を持った、遊びを仕掛ける大人の存在っていうのは大事なんだけれども、その専門性を持った大人はいない。かつて教員であった、校長先生であった人たちがその責任者として配置されているというような状況で、本当に子どもが豊かな放課後を過ごせる場かというところ、疑問を持つ親はやっぱり多いですね。放課後児童クラブ、学童っていうのは、やっぱり専門性を持った人、大人のかかわりによって、そこがやっぱり保育、子どもの居場所、子どもの生活する場であるという視点で運営されているところが多いので、やっぱり値段的にはね、非常にこの間、家庭の貧困が増加する中でお金の値段っていうのはとっても大事ではあると思うんですけども。この表現がいいのかどうか、安かろう、悪かろうっていう表現がいいのかどうか、いいのかどうかですよ。っていうところでいくと、大阪市のいきいき教室っていうのは非常に課題が大きいのではないかなということ、子どもからも聞き、大人からも聞いているという状況です。少し補足させていただきました。

大西会長
横山委員

はい。どうぞ。

すみません。なぜそのことを申し上げるかという、要は、枚方市、9,200 円が 7,200 円になりましたよね。若干は下がっているんですが、そのお金がないから、結局、子どもを帰らせて、親がないという状況が実はあるんですね。そういうのをやっぱり目のあたりにする中で、私も細かい制度はわからないんですが、その放ったらかしにされている子どもさんがおられるので、何かそういうことも含めて、いま、お値段のことを話させていただきました。何かお金だけ先走って申し訳ないんですけど、そういうことがあるということですね。

葛田委員

そうですね。だからこそ、すべての子どもたちに豊かな放課後を提供するっていうことが大事になってきていますよね。

横山委員

そうかなと思いますね。

葛田委員

はい。お金を払える子はサービスをどんどん享受できて、お金のない子はサービスを享受できないっていうね、放ったらかしっていうことはあってはならないと私も思います。

事務局

補足で説明させていただきます。

先ほど、保育料は現在 7,200 円ということでご説明させていただきましたが、その世帯の中で、市民税・非課税世帯であれば、保育料に関しましては全額減免、所得税の非課税世帯であれば、半額減免という制度も設けており

ますので、その申請をしていただければ、減免制度を利用して入室していただくというような形もとらせていただいております。

横山委員

そういう申請をするっていうことを知らないというか、うまく共有できていないというか、そういうために私たちがいるのでしょうか、本当にうまくこうしたらいいのということを知らなくて、ただただ子どもを、というようなことが目のあたりにありましたので。この表題からそれてしまうかもしれませんが、すみません、そういうことを話させていただきました。

事務局

いや、もうまさにこの今回の検討をしないといけないテーマの中で重要な部分だと思うんです。確かに、いま、事務局、担当課から申しましたように、経済的な事情等に対しての一定の支援措置は十分、市としても講じている考えはあるのですが、やはり、とは言いながら、ある程度低い所得の方で、どうしてもこの留守家庭児童会室の保育料が、一定、その負担感が重いと。だから、なかなか通わしたいけど通わしにくいというケースもあることは事実ですし、そういう留守家庭児童会室という保育の場でなくても、何らか違う、豊かなその安全で安心な児童の居場所がもし学校の中でつくれるのであれば、それはそれで、別にあえて留守家庭児童会室に通わなくても、そういうところで、十分、自分たちの子どもは遊ばせることができるよねということが選択肢としてつくることができれば、私たちにとってもそれはいいことかなと思っています。もちろん、その放課後子供教室を無料でいくか、あるいは一定のご負担をいただくかで、それはまたこれから本当に考えないといけないところだなとは思っているんですが、これをやっていこうと思えば、それなりのやはり費用がかかりますので、その費用負担をどういう形でお願いますか。あるいは無料でやっておられるところもたくさんありますので、現にいまの放課後自習教室自身は無料でやっていますから、どういう形がいいのかとか、これもこれから考えていかないといけないなと考えております。ぜひ、そういうことに関しても、皆様からいろいろとご意見いただければと思います。

大西会長

はい、ありがとうございます。

よろしゅうございますか。他にございますか。

代田委員

よろしいですか。同一的に、一体的に展開、二つの事業を展開していくというのは、国の方針にかかわってのことと、いまちょっと話題になっていることとかかわらせてのことなんです、一つ、一体的に取り組んでいくということで、もう既に本市におかれましては、放課後児童クラブと放課後子供教室というのが連携という形なのでしょうか、とられてると思うんですね。この資料にある図の中に、放課後自習教室に参加した後に留守家庭児童会室のほうに行く子どもさんもおられるということなんです、この二つの事業の子どもが行き来の中で、例えば、困難なことであったり、ちょっとそこは改善がいるんじゃないかっていう事例がありましたら教えていただきたい。それか、全然問題なく、この二つの事業間を子どもは行き来しているのか、という点について、実態をお聞きしたい。これ一点です。

もう一点は、これもいろんな考え方があってのことですので発言しますが、放課後児童クラブに通う要件としてのその保育料の負担感や、その負担

感から放課後児童クラブは利用できないということで、じゃあお金を払にくい、もしくは払えない人は放課後児童クラブでないところに行きなさい、お金を払える人は放課後児童クラブに入りなさいということでは、ちょっと本来、放課後児童クラブ、留守家庭児童対策、放課後児童健全育成事業が目的としているところが果たしてそれで解消できるのかどうか、ということです。もしくは、その二つの事業間で矛盾は起こらないのかってという点は思います。

国の考え方も、同一的、一体的に展開する中でも、それぞれの事業がそれぞれの趣旨や目的を果たせるような、機能を果たせるということが前提条件になると思いますので、そこは人員や設備、環境も含めて、放課後児童クラブに通えない子どもの受け皿として、放課後子供教室を展開していくというよりは、むしろ、その放課後児童クラブを必要とする子どもたちが本当にそこに通えるような事業展開の方向性もあるのかなというように思いながら、ちょっとこれは意見として上げておきます。以上です。

大西会長
事務局

いかがでしょうか。

最初にご質問いただいた一体型の件ですが、いま現在、各留守家庭児童会室のほうでも、留守家庭児童会室に入室をしている児童が、授業が終わって、先に放課後子供教室、放課後自習教室のほうに参加をして、そのあと留守家庭児童会室に登室をするという子どもたちはかなりおります。その中で、いまのところ、それほど大きなトラブルはこちらのほうでは聞いてはおりませんが、いまの連携の仕方としましては、留守家庭児童会室によって、若干、方法が違うんですけれども、まず授業が終わったら留守家庭児童会室のほうに登室してチェックをしてから放課後自習教室に通うという留守家庭児童会室もあれば、そのまま事前に、今日は留守家庭児童会室に行く前に放課後自習教室に行きますというようなことで、連絡帳なりで事前に確認をした上で、そのまま放課後自習教室のほうに行きまして、終わったら留守家庭児童会室に登室すると。このような二パターンのやり方で、いまは連携、一体型というような形での連携をしているというような状況でございます。

大西会長
事務局
椋山委員

そのトラブルって、大きいのはないんですか。

そうですね。

学校のほうですが、一番、学校でトラブルというか、重大になるのは、学校が終わって、そのあと留守家庭児童会室に行く子どもが、学校も留守家庭児童会室も気付かない間にいなくなっていた、というのが、一番、ものすごく怖い事態なんです。時々、あるんですね。

大西会長
椋山委員

それはちょっと大きなことですね。

そうなんです。勝手に帰っちゃったとか、それが絶対ないように、ということで、学校と留守家庭児童会室の間できちんと、どこで引き渡すのか、どのように連携するか、ということは細かく連携をとっていくということは、もう絶対に怠ってはいけないこと、ということでやっています。

その中で、今日は放課後自習教室に行ってから留守家庭児童会室に行きます、ということは、必ず言うておいていただいて、子どもたちは、まず放課後自習教室で4時なり4時半なりまで勉強してから留守家庭児童会室に行

きますってということで、あらかじめ、きちんと連絡しておいていただいて、留守家庭児童会室のほうも子どもが来てないということですのですぐに学校のほうに連絡が来ますので、いまその子どもがどこにいて確認するということ、それは常に連絡をとりながらやっております。もう本当に、途中でいなくなったっていうのは、年に1回、枚方市全体であるかないかぐらいのことであるかなというふうに思っています。

事務局

留守家庭児童会室のほうも、登室予定である児童の把握はしております、その児童が自習教室が終わっても当室が見られないという場合には、必ず学校のほうに確認した上で、門から出てるだろうということであれば、自宅まで探しに行きます。自宅にいればそのまま児童会室と一緒に戻ってくるようにしております。

中口委員
事務局

三者の連絡というのは、ものすごく重要ですね。

はい、そうです。ここがすごく大事なところだというふうに学校も言っておられます。何かあればすぐに連絡をするという考え方は、学校と留守家庭児童会で共有をしております。

大西会長
代田委員

他にありますか。

すみません、続けて申し訳ないです。そこに通う子どもたちの側にちょっと視点を移しての質問になるんですが、二つの事業がありまして、放課後児童クラブのほうは、委員の皆さんもご承知のとおり、昼間就労等により保護者が家庭にいないという要件がありますので、まず第一義的に選択するのは、保護者がそこを利用するという。利用者は、法的には子どもが利用者という位置付けになっておりますが、実際のところ、その利用決定に踏み切るのは保護者の方、利用料の負担も含めて保護者の方になります。一方、放課後子供教室のほうは、いま現在、放課後自習教室事業ということで、国の示している一定のプランといたしまして、計画の中ではもう少しいろいろな活動、幅広いプログラムをしたらどうだろうかというご提起があるとは思いますが、いまは自習という形で捉えています。放課後子供教室への参加について、これを決定したり、その日、行くか行かないか、もしくはこれは登録になっているのかどうか、ちょっと私、存じ上げないんですが、子どもが行くか行かないかっていう選択権を持っているのか持っていないのかっていうのを、ちょっと少しお聞きをしたいなと思っています。と言いますのは、放課後児童クラブ側のアプローチとして、放課後子供教室と一体的にするときには、子どもが行くか行かないか選択をさせなさいというふうなアプローチになってるんですね。それはもちろん体調のこともあるし、今日はここでゆっくりしたいのだから、今日は別のことがしたいのだから、まさに冒頭のお話にありました、子どもにとっての自由な時空間である「放課後」の、子ども側から見たアプローチになるのかなと考えますので、少しその放課後子供教室への子どもの参加に至るまでの流れといたしまして、行くことを決定するところから教えていただければと思います。当日の行き来、安全については非常に重要に取り組まれていることがわかりましたので、その日、行くか行かないか、参加するかしないかというのはどこでどんなふうに決められてるのか、教えていただけたらなと思います。すみ

ません、以上です。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか、
放課後自習教室につきましては、実はその学校ごとに状況が違いますので、全体的な把握というのはあまりできてないところがあるんですが、よろしければ、先生のところの例で一つ教えていただければと思います。

椋山委員

本校の放課後自習教室、昨年度は年間で 81 回やっており、大体週に 2～3 回という形で、小学校 3 年生から 6 年生までを対象にしております。前期と後期という形、一年間を二期に分けてまして、前期の希望者の申し込みと後期の希望者の申し込みという形でやっております。ですので、放課後自習教室に通う子どもたちは事前に保護者の承認を得て、登録した子どもたちという形でやっております。そういう形でこちらのほうも名簿作成いたしましたし、毎回、その子どもが来てるかどうかという形の出席をとりますし、来ない場合には今日は休みますという形で必ず欠席届を出してくださいという形で、保護者のほうにはお願いをしております。

下校時間が少し遅くなりますので、そのあと留守家庭児童会室に行く子どもたちはいいんですけども、これは学校によっていろいろあるかとは思いますが、低学年を、もっと低学年、1 年生とか 2 年生などの低学年をやっている学校は特に、4 時半とかの時間帯、留守家庭児童会室じゃない子どもたちにとっては時間かなり遅くなりますので、保護者のお迎えをお願いしている学校もあるかと思えます。本校の場合は、3 年生から上ですので、絶対、保護者の方にお迎え来てくださいますとまでは申しませんが、遅い時間になりましたら、出来る限り保護者のお迎えもお願いいたしますという形でお願ひしているところなんです。ですので、子どもがもう今日行きたくないわっていうことであれば、あらかじめ保護者のほうから、今日は休みますという形で言っておいていただくという形でのやり方を、いま、しております。多分、そのようなやり方でしている学校は多いのではないかなというふうに思います。

大西会長
代田委員
大西会長
事務局

はい。よろしいでしょうか。
ありがとうございました。よくわかりました。
それでは、次ですね、事務局のほうから説明を続けてお願いします。
説明を続けさせていただきます。

資料 7 「児童の放課後の過ごし方に関する調査結果報告書」について説明をさせていただきます。資料 8 の概要版として資料 7 がございますので、今回、説明は資料 7 を使わせていただきます。

小学生が放課後や休日をどのように過ごしており、また小学生やその保護者が、放課後の子どもを対象とした、どのようなプログラムを求めているのかを把握し、当該ニーズを踏まえた、学校施設を活用した全児童対象の放課後対策のあり方について検討するため、昨年 11 月に実施したもので、市内 45 小学校の 2 年生及び 4 年生のうち、各 1 クラスの児童及びその保護者、2 年生は 1,264 人とその保護者、4 年生は 1,300 人とその保護者を対象として、回収結果は約 90% でございました。

2 ページをご覧ください。結果のうちで特徴的な部分について、説明をさ

せていただきます。

「(1) 子どもの放課後や休日の過ごし方」の「①留守家庭児童会室」について、2年生の約3割、4年生の約1割5分が留守家庭児童会室に行っており、そのうち2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に5日、行っているとなっています。

「②放課後自習教室」につきましては、2年生の約3割5分、4年生の約2割が行っており、そのうち2年生の約6割5分、4年生の約5割が週に1日、行っております。

「③学習塾」ですが、平日、2年生の約2割、4年生の約2割5分が学習塾に行っており、「④習い事」につきましては、2年生・4年生とも、平日、約7割5分の児童が何がしかの習い事に、土・日曜については、2年生の約4割5分、4年生の約5割の児童が何がしかの習い事に行っているという結果となっております。

3ページに移ります。⑧の夕食まで平日週5日子どもだけで過ごすという児童が、2年生の約5分、4年生の約1割いることがわかりました。

4ページに移ります。⑨の放課後に友達と遊ぶことがある児童は、2年生の約8割、4年生の約8割5分で、同学年の友達、人数は3～4人で、屋外で遊ぶとの回答がそれぞれ多くなっていましたが、⑩ですが、一方で友達と遊ばない児童が、2年生・4年生とも約2割5分あり、自分や友達が塾や習い事で忙しいことが理由にあがっていました。

6ページに移ります。「(3) 放課後プログラムに対するニーズ」につきましては、運動場、体育館、自習室の開放が、児童・保護者とも最も多く、7ページになりますが、③の放課後プログラムへの児童の参加を判断する保護者の基準は、「子どもが行きたいと望むようなプログラムが提供されているか」が約7割、「見守り体制が整っており、子どもが安全・安心に過ごせるかどうか」が約7割というふうに回答しています。

最後に、現在、留守家庭児童会室に通っている児童のうち、5年生以降も留守家庭児童会室への入室を希望する児童は約3割で、5・6年生時とも「行きたくない」と考えている児童は約4割。保護者は約5割が行かせたいと望んでおり、「行かせない」との意見は約3割で、保護者の方が入室を積極的に希望していました。

以上、長くなりましたが、児童の放課後の過ごし方に関する調査結果の説明とさせていただきます。以上でございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。

調査結果の報告書、これをいまさっと見るのはなかなか難しいですが、何かこの件について、ご質問とかご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

精査してみないとやっぱりわからないというように思いますので、もし何かありましたら、また後ほどでも結構ですので、事務局のほうへご質問等していただいたらというように思います。よろしゅうございますか。

藤原委員

一つだけよろしいでしょうか。

大西会長

はい、どうぞ。

| | |
|-------------|---|
| 藤原委員 | 2年生、4年生を選んだ基準というのは、何か意図はあるのかなど。つまらない質問ですみません。気になって。 |
| 大西会長 事務局 | 事務局、どうですか。 留守家庭児童会室の利用というのが、当時4年生までということがありましたので、次、5年生になっても行きたいかどうかというのを聞くのに4年生を選ぼうというのと、あと低学年の意見を聞きたかったんですが、1年生に理解して回答してもらうのは難しいかなということで、2年生を選ばせてもらったというような状況です。本当は全学年をとりたかったんですけども、すべての学校で、全1クラスずつとりたくなっていう思いがありましたので、少し対象を減らしていく中で、2年生と4年生を選ばせていただいたという形になっております。 |
| 藤原委員 | ありがとうございます。意図があるなら、それを感じながら見たいなというのがあったんで、ご質問させていただきました。 |
| 大西会長 | 他、ございますか。よろしいでしょうか。 それでは、報告（2）「放課後の子どもたちをめぐる本市の取り組み」ということで、調査結果報告書も含めて、いま報告を受けたということにさせていただけますでしょうか。 |
| | 先ほども申し上げましたが、調査結果報告書等々でまた何かご質問等ありましたら、遠慮なく事務局のほうへお願いをしたいということですので、よろしく願いいたします。 |
| | それでは「次第」に従いまして、次、案件ということで、3件、ちょっと時間のほうが大分押してきておりますので、さくさくといければというふうに思います。 |
| | まず、案件（1）ですが、「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」ということになってますが、事務局のほうから説明をお願いします。 |
| 事務局 | では、説明をさせていただきます。資料9をご覧ください。留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について、説明いたします。資料9と資料9-1と資料9-2とございますので、順番に見ていただきます。 |
| | 昨年度には、児童の放課後の過ごし方に関する調査を行いました。児童の放課後の取り組みを進めていくにあたり、今年度は留守家庭児童会室の児童の利用実態の詳細及びニーズ等を把握していく必要があると考えまして、アンケート調査を実施するものです。 |
| | 対象は、留守家庭児童会室に入室している児童約4,200人とその保護者。10月中旬の実施を予定しております。 |
| | 調査用紙につきましては、資料9-1に児童用、資料9-2に保護者用がございます。 |
| | まず最初に、児童用について項目を確認させていただきます。 |
| | A4が2枚になっております。留守家庭児童会室名を記入して、問1で調査対象となる児童について、学年、性別を聞きます。問2で留守家庭児童会室が楽しいか、楽しくないかというように聞いています。楽しいと答えた児童には、どういうことが楽しいですかということ聞き、楽しくないと答え |

た児童には、どんなことが楽しくないかを聞きます。続いて、何年生まで留守家庭児童会室に行きたいかを聞きます。多くは、保護者の就労等の理由により入室している児童が、どんなふう感じて留守家庭児童会室で過ごしているのかということを知りたいというものでございます。

この問1、問2までで、何かございませんでしょうか。

大西会長

いま、言っていたとおりのんですが、いま、問1と問2、事務局のほうから説明がありましたが、この件について、何かご質問等がありましたら、文言のことも含めて、何かありましたら言っていただけたらいいというように思います。

横山委員

よろしいですか。児童用アンケートの中の問2の(5)と問2の(6)のところの「選んでください」というところに、「その他」とありますが、1年生、2年生に、「その他」ってわかるかと聞いたら、わからんって言われたんです。どちらでもいいと言ったらどちらでもいいんですが、例えば、もしこの中になかったときに、わからないではなく、他やねんけど何やろって考えたときに、「その他」ってどうなのかなって思いまして。もし言葉を変えれば、その他にありますかとか、例えば、でいうところのね。1、2年生、3年生ぐらいまでは、「その他」は通用しないって感じがしまして、いかがでしょうか。

大西会長

はい、事務局。どうでしょうか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。実は、選択肢に書いてある項目以外に該当する項目があったらということで、自由記述をしていただくということで、「その他()」というのを当初用意しておりました。しかし、自由記述にすると、1年生など、余計混乱するかなとか、どんな答えが出るかなというのもありましたので、その括弧を外さしてもらい「その他」だけ残ったという状況になっております。いま、ご意見いただきましたように、「その他」という概念は低学年にはなかなか難しいかと思っておりますので、この「その他」を省かせてもらう形でもよいのかと考えております。

大西会長

では、「その他」を外すということでお願いします。この部分、ふりがなも振っていないので。

横山委員

よろしいんですか。少し気になったので。保護者と違って、児童のほうは書く欄がないので、いま、お話いただいたように、そういうことだったんだなということは理解しました。ありがとうございます。

大西会長

その他、ございますか。

中口委員

すみません。これ、留守家庭児童会室、何年生まで行きたいですかという質問があって、保護者の方と子どもさんに聞いておられると思うんですが、これは、子どもは何%ぐらい、何年生まで行きたいとか、親御さんは何年生、何%ぐらいは行かせたいというような数字は出ているんですか。

大西会長

事務局、お願いします。

事務局

いま、ご意見ありましたように、この調査においても、その数値、親の思いと子どもの思いというのはさまざまな意見が出てこようかと思っております。昨年度実施いたしました児童の放課後の過ごし方に関する調査におきましても、児童と保護者では意見が違ふという結果が出ておりましたので、今回に

についても、またその差というのが現れてくるのではないかと考えているところでございます。

大西会長 はい、よろしいでしょうか。では、他にございますか。

ないようでしたら、次、問3からお願いします。

事務局 では、問3から説明をさせていただきます。

放課後や土曜日のことについて聞きます。留守家庭児童会室から、放課後自習教室への参加とその頻度を聞きます。次に、土曜日を中心に実施されている、枚方子どもいきいき広場への参加と頻度、またその感想を聞きます。

今後、学校での放課後の活動が始まることになれば、このような児童の積極的な参加が見込めるのではないかと考えております。

最後に、学校で放課後に参加したい活動の希望の内容を聞きます。

以上、児童用の項目の確認ということで、説明をさせていただきました。

大西会長 はい、ありがとうございます。

問3以降について、何かご質問等ございますか。

椋山委員 枚方子どもいきいき広場は、校区によって名前が違いますね。

植田委員 一応、事業名としてはこの事業名です。名前は校区によって違いますね。

椋山委員 確かに、子どもたちが知ってる名前はちょっと違うんじゃないかなと。土曜日の枚方子どもいきいき広場は、事業名はこれですけれども、本校の校区でしたら、いきいきつなみプラザっていう名前です。子どもたちが知っている、その土曜日の子どもいきいき広場は、多分、校区によって名前が違うんじゃないかなと思います。

藤原委員 うちでは、もう、「いきいき」も入ってないです。菅原ですが。

椋山委員 わかるかなと思ったんです。

藤原委員 多分、全くわからない。

中口委員 これは学校によって、やってる回数も違うもんね。

椋山委員 はい。全然違います。

大西会長 となってくると、なかなかちょっと難しいですね。子どもだけで答えるというのは難しいかもしれない。

代田委員 例えば、その留守家庭児童会室っていうのも、これ事業名であって、子どもたち、その各留守家庭児童会室の愛称のようなものってあるんでしょうか。

事務局 ありません。

代田委員 ないんですか。

大西会長 では、もうこのままの名前ですね。

代田委員 学校教育に関するアンケートのときは、保護者ではなくてあなたが答えなさいということを書いてたりするんですが、この場合、子どもたちが書くのをフォローするような体制というか、そういうのがあったほうが書きやすいかなと思います。例えば、わからないところは、お母さんかお父さんに聞いて書きましようとか、放課後自習教室って何のこととか、子どもいきいき広場って何のことって聞かないとわからないのであれば、聞いて書きましようとか。そういうのがないと、知りません、わかりませんが増えるかなと思います。

| | |
|-------|---|
| 大西会長 | この調査は、子ども自身が答えるということで、例えば、親御さんと子どもが家で答えるとき、子どもだけが自分の机の上で書いてきたのスッと出すという、そういうのを想定してるのか、それとも先ほどの話のように、ちょっとフォローしてもらえそうな体制で書いていただくようにするのかですね。 |
| 事務局 | 配付の方法は、児童用と保護者用を一つの封筒に入れて、留守家庭児童会室から児童に渡していくという形で、自宅に持って帰っていただくことを予定しております。自宅で書いていただくので、子ども自身がわからないことは親に聞いてくれるかなという想定はしておりますが、聞いていいですよ、ということは書いてはおりません。 |
| 事務局 | アンケートはアンケートですので、基本的には、お一人で最初から最後まで、子どもであっても自由意思で書いていただくというのは基本だと思うんです。ただ、実態としては、お母さん、お父さん、保護者が隣についてというケースはあろうかと思えます。ただ、お一人で書けるような工夫は、やっぱり必要かなと思えます。具体的な対策はいまちょっと申し上げにくいですが。例えば、子どもいきいき広場ってということが自分の学校に照らし合わせていうと、何々事業ですということがわかるような何らかの工夫が必要かなというのは、ご意見をお聞きいたしまして思いました。 |
| 大西会長 | それと、例えば一人で書いてくださいと書いておいて、わからないことはお母さんとか保護者の方に聞いてくださいということ、子どもに、まずこのアンケートを書く前に明示をしておけば、わからなかったら聞くということになってますから。 |
| 後閑副会長 | なかなかこれ、小学校1、2年生で、留守家庭児童会室の設問（4）のところで、①から③までを書かれた人が（5）を答えて、④⑤の人が（6）のところを答えてという、なかなか難しいと思うんですね。やっぱり家族の人の支援がないと、とても1、2年生では正確に答えられないんじゃないかなと思いますので、どこかにそれを書いておいたほうがいいのではないかなと思います。 |
| 大西会長 | そうですね。 |
| 事務局 | ただいまいただいたご意見を参考にさせていただきます。この児童用と保護者用の調査用紙を一緒に封筒に入れて、そこに保護者への依頼文を入れさせていただきます。その依頼文の中に、児童用は子どもさんに書いていただくような形をとっておりますが、わからない場合についてはご助言とか、ご支援をいただければというような内容を入れさせてもらうという形をとらせていただければと思います。 |
| 事務局 | できるだけ子どもの意見が反映されるようにと。実は、事務局でもそのへんかなり議論はあったんです。ただ、どうしても、保護者に手伝ってもらうと保護者の意見がもうほとんどそのまま反映されてしまうっていうことがあるので、何とかうまくそのへん、子どもの率直な思いを引き出せばいいなとは思いますが、技術的に難しい部分もかなりあると思いますので、その兼ね合いのところで、何かちょっと一工夫させていただきたいと思えます。 |
| 後閑副会長 | そうですね。よろしくお願ひします。 |

| | |
|------|---|
| 大西会長 | 他、よろしいでしょうか。 |
| | それでは次、続いて、保護者側のほう、お願いします。 |
| 事務局 | はい。続きまして、保護者用の説明をさせていただきます。 |
| | <p>留守家庭児童会室に入室している児童の件数を保護者に記入していただきますので、もし留守家庭児童会室にお二人通わせておられる保護者の場合には、2件分、保護者として記入いただくという形を予定しております。これは、各児童の状況が異なるため、今後の利用見込みを推計するためというのが理由でございます。</p> <p>まず、調査対象者の子どもについて、伺います。学年、性別、兄弟姉妹の有無、就学前の生活について聞きます。</p> <p>次に、問2からは、利用している時間帯について、平日の曜日ごと、年8回程度に行われる土曜日の利用と利用時間、長期休業中の利用と利用時間、利用しないで休んでいるときの生活の状況、塾や習い事に通っていることなどが想定されますが、どのような理由で、本来は登室している、留守家庭児童会室に行っている日なんだけども、利用しないで休んでいるときの生活の状況を聞きます。</p> <p>留守家庭児童会室を利用するのは保護者の就労等の理由だけでなく、積極的に利用したい、あるいは利用してよかったと考えている理由はどのようなものなのかを聞きます。</p> <p>次に、保護者の満足度、あるいは不満の内容、留守家庭児童会室での子ども生活の状況の把握、楽しみにしていること、来年度も利用を希望しているか、何年生まで利用したいか、もし、利用をやめる場合に、想定される理由はどのようなものかということについて伺うということで、28番までの問いとなっております。</p> |
| 大西会長 | 一旦、ちょっと切りまして、問1、問2について、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 |
| | すみません、この資料がアンケートそのものという形になるわけですね。「回答欄」のところ、「順に記入」の説明が縦に2行になってるんですが、ちょっと目ざわりかなという気がするんですけど。 |
| 事務局 | ありがとうございます。見やすいレイアウトに変更させていただきます。 |
| 大西会長 | ※印で左側に説明が書いてありますので、必要なかなという気はするんですけど。 |
| 事務局 | 不要ということで、回答欄の説明は省かせていただいても伝わるかなと。 |
| 大西会長 | 他、何かありますでしょうか。また何かありましたら、また言っていただきたいと思います。 |
| | 次、問3以降ですね。 |
| 事務局 | 問3以降の説明をさせていただきます。 |
| | 父母やその他の保護者の帰宅時間について聞きます。 |
| | <p>次、問4に入りますが、放課後や土曜日等の事業について、子どもが放課後自習教室を利用しているのか、その頻度、土曜日を中心とした枚方子どもいきいき広場の利用、その感想。今後、すべての児童を対象とした放課後の活動に対し、参加させたいと思っている活動内容について聞きます。これは</p> |

昨年度の児童の放課後の過ごし方に関する調査と同じ問いを設けております。放課後の活動に子どもを参加させるかどうかについて、保護者の判断を聞きます。こちらも昨年度の調査と同じ問いを設定しております。最後に、その他の希望を記述していただく欄を設けております。

以上が、質問 39 までの説明となります。

大西会長

はい、ありがとうございました。

それでは、問 3 以降のことについて、いかがでしょうか。

代田委員

すみません、よろしいですか。質問というか、意見というか、ちょっと微妙なんですけど、問 3 について、これ単純集計のアンケートですので、父親、母親、その他の就業・帰宅時間がわかるということなんですけど、例えば単身家庭とかの場合、また、例えば片方は遅いけれど、片方は何時からいるのか、また、例えば保護者、もしくはそれ以外に保護する者がいてるのかどうかというのはちょっとわからないので、これらの活用も含めて、うまくやっていけたらいいなという感想を持ちました。父、母、祖父母、その他ということで、単身家庭の場合はちょっとどうかということもありますが、例えば祖父母同居の場合、誰か家にいてるんだってということがちょっと見えたり見えなかったりするのかなというような感想を持ちました。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。他、どうでしょう。

実はこの設問をとらせていただいた意図というのは、昨年度実施いたしました児童の放課後の過ごし方に関する調査の中で、帰宅してから夕食までの間、一人で過ごしている子どもさんがそれなりに多かったという結果がありました。留守家庭児童会室に通っておられる子どもさんというのは、保護者が就労等により預けておられる方ですが、留守家庭児童会室から子どもさんが親と一緒に帰ってくるっていうパターンばかりではないかと思いましたので、このような形での設問を設定させていただきました。保護者が帰る時間、そこに大人はいつからいるのか等、そのような状況も実態把握の中でみれたらということで設定させていただいていたものでございます。

大西会長

よろしゅうございますか。

私、ひとり親家庭福祉が専門なんですけれども、そういうところから言いますと、やっぱりここはちょっと書きづらいところのテーマがあったりしますね。ですから、このところ、保護者の方をまとめてはどうなのかなと。もしくは、記入されている方が男性か女性か、とか、そういうので聞くかですね。それから同居していなくても、祖父母の方がご近所に住んでいらっしゃるということもあると思うので、そういうときには、記入できる欄を足していただいたほうがより明確になるかなと。やっぱり、例えばお母さんだけだった場合、この質問に、うっとなる場合もあったりすると思うんですが、どうでしょうか。

事務局

ありがとうございます。ご指摘のとおり、この質問により、それがまた保護者に対するバッシングになってはいけないということもありますので、この設問は、子どもが子どもだけで過ごしている時間があるのかなのか、そのへんがどうなのかなということを把握できたらという設問ですので、こんなに細かく聞かなくても、父であろう、母であろう、祖父母であろう、大人が

何時に帰ってくるのかという設問にまとめさせてもらいたいと思います。その大人が、父なのか、母なのか、祖父母なのか、近所の人なのかって、その特定も特に要らないかなという中で、大人が何時に家に帰ってきているのかという設問に、この三つはまとめさせていただきたいと思います。

大西会長 他にございますか。よろしゅうございますか。

後閑副会長 5 ページのところ、この 23 のところなのですが、おたよりのやりとりですね。①よくわかる、②だいたいわかる、③ややわからない、④わからない、⑤その他、というのがあるんですが、これ順序制のある尺度から見て、この「その他」もどのような期待でつくったのかなってというのがよくわからなかったもので、要らないんじゃないかなと思うんです。

大西会長 事務局、いかがでしょう。

事務局 ご指摘のとおり、不要だと思います。ここも実は「その他」で括弧に記載してもらおうというのがありましたが、括弧を省き、その他が残っている状況です。括弧で自由記述欄をつくと、あとの集計作業も煩雑になるし、期待する結果が出るかどうかわからないということもあり省かせていただいたのですが、「⑤その他」ごと省かせていただきます。

大西会長 はい、ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

事務局 他の設問のところにも、例えば (21) (22) ですとか、「その他」という項目が残っております。再度、検証させていただきたいと思います。

大西会長 「その他」の部分、またご検討いただくということでお願いします。それでは、この保護者用のアンケートはこれでよろしいですか。

子どものほうには答えたくないものは答えなくて結構ですとあるんですけども、保護者のほうにはないんですか。保護者用はそういう文言は入れなくてよろしいですか。

事務局 ご指摘ありがとうございます。すみません、漏らしていたものです。入れさせていただきます。

大西会長 はい。入れていただいたほうがいいかなという気はいたしますので、よろしくお願いします。それでは、各項目についてご検討いただいたということで、よろしいでしょうか。これが 10 月の実施ということになります。また、アンケートを集約した結果はいつ頃にまとめられる予定ですか。

事務局 はい。年内には単純集計結果をまとめたものを入手できるよう、手続きを進めてまいりたいと考えております。最終の報告書は 1 月末を予定しております。

大西会長 それでは、事務局から提案がありました留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について、提案の内容どおりに実施するというので決定させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

大西会長 はい、ありがとうございます。それでは、決定させていただきます。

では、次の案件に移りますが、案件 (2) 「モデル事業について」ということで、事務局、お願いします。

事務局 モデル事業について、説明させていただきます。

資料 10 をご覧ください。平成 31 年度を目途に全小学校で実施を検討して

おります放課後子供教室につきまして、来年度、試行的な実施モデル事業を行いたいと考えております。

具体的には、小学校数校を選び、事業内容を限定して一定期間実施しまして、児童や保護者のニーズの実態や、事業の効果、実施にかかる課題や経費の見込み等を分析・検証することにより、効果的で効率的な事業の枠組みを構築するためのものがございます。

こちらの図は、学校や留守家庭児童会室での生活の様子を時間の観点から図解したものでございます。上段が現在の状況で、学校の授業が終わって帰宅する児童のパターンと、留守家庭児童会室で過ごすという児童のパターンの二つがございます。低学年はおよそ 14 時 30 分で授業が終わり、帰宅する場合と、留守家庭児童会室でそれぞれの時間帯まで過ごす場合があります。

ここで、下の図に移りまして、14 時 30 分、または 15 時 30 分から 17 時までの時間に、全児童を対象とする活動があれば、児童が放課後の時間を学校の友達と過ごすということができるようになります。

モデル事業を、児童の生活時間にあわせて実施することで、実際に考えている、このような結果につながるのか、また他の放課後自習教室や土曜日の枚方子どもいきいき広場などへの影響なども分析・検証したいと考えております。

モデル事業の実施内容については、委員の皆様からご意見をうかがいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

大西会長

はい、ありがとうございます。

小学校の放課後に子どもたちの生活時間にあわせて試行的に実施するということですが、委員の皆さんのほうで何かご意見等ありましたら、お願いをしたいと思います。それぞれのご経験からご意見をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

椀山委員

すみません、よろしいでしょうか。いま、小学校では、子どもたちの最終下校を 4 時半っていうことで考えていて、いろんな活動をして子どもたちだけで帰れる時間帯を、年間通じて 4 時半っていうふうに想定しております。特に、用事のない子どもたちは 4 時には帰りなさいという指導をしているんですが、この 5 時という時間、30 分の差ではあるんですが、冬場は結構暗くなりますし、他の資料では集団下校というふうには書いてあったんですけども、どれぐらいの子どもたちが参加するのかわからない中、子どもたちだけで帰れる、下校できるのか、学校から家まで帰るのに本当に安全が確保できるのかどうかということは、学校としてはいままでやったことがないので、ちょっとわからないと思います。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。

子どもたちの下校の見守り等もでございますので、子どもたちの帰る時間が変わるということは大きな確認すべき課題であると考えております。いまだでしたら、2 時半に帰る子たち、3 時半に帰る子たちというかたまりがありますので、地域の方々がスクールガードリーダーみたいな形で見守ってくださったりというような状況があります。それが、全児童を対象とする事業がその時間帯にはさまることで、2 時半に帰っていた子どもたちがもっと遅い時

間に帰ることになるかもしれない、3時半に帰っていた子どもたちがもっと遅い時間に帰ることになるかもしれないということになりますので、そのところは何らかの対応というものを考えていかないといけないと思っています。子どもたちが、バラバラと帰るのではなくて、一定、何時にまとめて帰るというような仕組みも考えないといけないのかなと考えているところです。いま、集団下校という話があったんですが、そのへんの仕組みも考えないといけないのではないかなと考えているところがございます。

栂山委員

学校で言ってる「集団下校」というのは、本当に子どもたちを一斉に帰すときにだけ使うんですが、多分そういうイメージではないと思うんですが。いま、見守りの方のことを言っていたように、地域の見守りについて、1年生は5時間しかないの、2時半から地域の方の見守りに入っていて、大体高学年の子たちが3時半からの下校になりますので、2時半から4時ぐらいまでの間の見守りをしていただいているんですね。夏場でしたら、この2時半から4時の間、1時間半の間、かなり長い時間帯をずっと見守りしていただいているのは、地域の方にとってもかなり負担感があると思っています。実際、お聞きしても、朝は本当に二、三十分で済むところ、帰りはかなり長い時間帯やっていたらいいので、なかなか担い手がないというようなことも伺っているんです。それが5時まで延びた時に、この見守りはどうするのかとか、本当に学校に5時までおらせて、どういう形で学校から帰らせていくのかということを中心にかなり細かく検討していかないと。5時までたくさんの子がいるということは、これまで本当に経験がない。留守家庭児童会室は留守家庭児童会室でちゃんと子どもたちをまとめて帰らせていただいているんですが、そうでない形で5時に子どもたちを帰すということについての検討がかなりいるのかなと思っています。

大西会長

よろしいですか。いかがでしょうか。

では、ご検討いただくということをお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

横山委員

すみません、よろしいでしょうか。全児童を対象ということで、基本はこれは全児童ですか。手挙げ方式ですか。

事務局

全児童対象ということは、いわゆる門戸は全児童に開かれているということです。

横山委員

早く帰りたい子は帰れるのか。

事務局

希望しない子は帰ることができることになります。

横山委員

そうすると、逆に、2時とか、2時半とか、3時半とかが逆にばらついてくるのではないのでしょうか。それはそれで、見守りが少しちょっと不安かなと思ったりしますが、どうなのでしょう。

栂山委員

やり方を考えないといけないと思います。いまの放課後自習教室みたいに登録制みたいな形で、残る子と残らない子、早く帰る子を決めて、もう残る子についてはきっちり5時まで、最後までいなさい、もう嫌になったからもう4時で帰るとかっていうことはなしにして、最終、みんな5時までいてくださいねっていう形にして、そこから帰る子どもたちの見守りをどうするかというように考えるのか、どうするのかっていうようなことを考えないと、

本当に子どもたちが2時半から5時までの間にバラバラに帰っていくようなことになっていかないかなって思います。

事務局

地域とのかかわりであったりとか、学校との関係であったりとか、また留守家庭児童会室との関係もありますので、いろいろと課題は出てこようかと思えます。それもごさいますので、平成31年度にはできる限り可能なところで実施していきたいということはあるんですけども、平成30年度にそのモデル的に実施をして、その問題点を明らかにしながら、その対応策を考えていきたいというようなことをいま考えているところでございます。

大西会長
代田委員

他、ございませんか。

ちょっとすみません、お時間がありませんので、要点だけ三点。

一つは、活動内容が、いま現在、自習活動のみになっておりますので、活動内容の「多様性」をご検討いただけたらと思っております。

二点目、子どもたちの生活、空間もそうなんですけれども、区切りを入れるのは大人側であって、彼らは連続している時空間に生きておりますので、その連続性が担保できるような流れになったらいいなと思えます。それも含め、モデル事業の実施の中でフラッシュアップされていくのかなと思いつながらなんですけれども、設計の段階では、「連続性の担保」というのを検討していただけたらなと思えます。

もう一点、安全の確保の問題と両立させていくのは非常に困難かもしれないんですけれども、やはり私の立場から言えば、活動に参加する、参加しない、子どもたちのそこでは自主性や自発性、選択性が発揮できるような形を。その結果、どういうプログラムなら子どもたちが参加したいと思うのかということも含めて検証できるような事業内容になったらいいなというふうに、これはもう希望として持っております。ただ、途中で嫌になって帰るのも、自発性とか選択性の発揮になりますので、それと安全面の確保というのは、両立課題としては非常に難易度が高いと思っておりますが、ちょっと別の角度からの意見としてお聞き及びいただけたらと思えます。以上です。

大西会長
事務局

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

ただいまのご意見、貴重なご意見ということで、こちらのほうも考えていく際の参考にさせていただきたいと思えます。多様性だったり、連続性の確保であったりとか、子どもたちの自主性、自発性、選択性、そのへんのところとのかかわり等、さまざまなご意見、ありがとうございます。また、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

大西会長

このモデル事業についてなんですけれども、もうちょっとですね、何か具体的な検討事項とか、もうちょっと明らかにしていただいて、そういうのを事務局のほうからご提案いただいて検討したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども。我々自身も、やっぱり具体的なほうがイメージしやすいというように思えますので、モデル事業について、その点、ちょっと検討していただけないでしょうか。

事務局

はい。ご意見を承りましたので、次回、モデル事業につきまして、事務局のほうで案を作成いたしまして、提案をさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

大西会長 それでは、案件（２）の「モデル事業について」は、小学校の放課後に、子どもたちの生活時間にあわせてモデル事業を実施するという、また、モデル事業の内容については、先ほども事務局のほうからありましたように、次回、検討のたたき台を提案していただくということで、そしてそれを我々は説明を聞いて検討するという、ということで決定させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

大西会長 はい、ありがとうございます。
すみません、ちょっと時間が過ぎてしまっておりますが、その最後に、案件（３）「今後のスケジュールについて」というところ、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 では、説明をさせていただきます。資料 11 をご覧ください。
今後の審議会の開催予定でございますが、10 月の下旬から 11 月にかけて 2 回目の審議会を開催いたしまして、計画の基本的な考え方について、この骨子などになりますが、モデル事業等、事業の実施について、学校の施設の利用状況なども含めて審議を行っていただきたいと考えております。

次に、12 月の中旬に 3 回目の審議会を開催いたしまして、留守家庭児童会室のアンケート結果の中間報告、基本計画の中間まとめについて、モデル事業についても実施要領等の作成なども含めてご審議をいただきたいと考えております。さらに、今年度は 4 回目の審議会を 3 月の中旬ごろに開催いたしまして、留守家庭児童会室のアンケート調査結果の報告、施策の推進方向等についてご審議をいただこうと考えております。その後、平成 30 年度にはモデル事業の実施状況等の検証を踏まえまして、年度の早い時期に最終答申を行っていただければと考えているところでございます。以上でございます。

大西会長 いま、事務局のほうから、今後のスケジュールということで説明がありましたですけども、何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、その案件（３）「今後のスケジュールについて」ということは、いま、事務局のほうから提案があったとおりに決定させていただいてよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

大西会長 どうもありがとうございます。それでは、決定したということにさせていただきますと思います。

この審議会の具体的な開催日については、各委員の出席状況にあわせるということになるかと思っております。今後、さまざまな課題や検討すべき事項が多々あるというように認識しております。皆様からご意見をうかがいながら、よりよい方向に進んでいくように審議会のほうを進めて、また議論を深めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお祈りを申し上げます。

それとですね、一点、それぞれの専門領域からの方々が集まっていろいろと議論をするということになりますと、やはり「児童」とか、「子ども」とか、そういったようなことでの言葉の意味も共通理解が必要かというように

認識します。それで、そういうことに関して、ちょっと一応、用語のほうを事務局のほうで一応、ここで考えていく一つの用語についての基準っていいですか、というものをちょっと事務局のほうでつくってもらって、それをまた審議して、決めていきたいと。使っていきたいというように思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長

ぜひとも、それでよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、アンケート調査の内容についてですけども、いま、かなり貴重な意見を聞かせていただきましたので、事務局のほうで修正を加える部分も多々出てきておりますので、それを修正していただきます。その確認に関してですが、アンケート調査の実施が10月ということで、もうかなり日が迫っておりますので、大変申し訳ないんですけども、会長の預かりということで、私のほうで確認をさせていただきまして対応するということがしていきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

大西会長

すみません、ありがとうございます。

それでは、本日、予定しておりました案件は以上ですが、事務局のほうから何かございますか。

事務局

今年度、市議会の文教常任委員会が、所管事務調査のテーマに「児童の放課後対策について」を選定されました。留守家庭児童会室の現状と課題、またすべての就学児童の放課後の安全・安心な居場所づくりに向けての取り組み等、文教常任委員会のほうでも調査をされることになっておりますので、この場をお借りして報告をさせていただきます。

大西会長

はい、ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会、少し時間が過ぎてしまいましたですけども、審議会のほう終了いたします。

皆様、どうもありがとうございました。